

埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業 (通学支援)

埼玉県教育委員会

スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に、同乗する看護師の費用を県が支援

※福祉タクシー等の費用は、別途支援されます。(就学奨励費)



①保護者が看護師、福祉タクシー等を手配（利用回数を相談）

②看護師が所属する事業所と県教育委員会で契約

③試乗を行い、医療的ケアの引継ぎと経路の確認

④保護者の付き添いなしで通学

【実施する医療的ケア】

- ◇ 吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内）
- ◇ 気管カニューレ・エアウェイの管理 など

母子分離
保護者の負担
軽減

看護師の交通費は事業所が負担するの？

看護師の人件費はいくらになるの？



「⑧人件費」が60分であれば

人件費は10,000円を目安

「⑧人件費」が90分を超えるのであれば要相談

例) 120分、人件費15,000円など

看護師の交通費⑨⑩は、県教育委員会が負担



姉の参観や保護者会といった用事がある時に時間に余裕をもって参加できます。

家事など家のことに時間を使えるようになります。また、仕事をすることも検討できます。



事業の詳細は、ホームページでも確認できます。

埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業（通学支援）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyouseidotorikumi/iryoutekikea.html>

検索

お問い合わせ先

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課特別支援学校教育指導担当



048-830-6888



a6880-03@pref.saitama.lg.jp



埼玉県立特別支援学校

医療的ケア体制充実事業（通学支援）

令和6年2月

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課

－ 目 次 －

1. 通学支援の概要
2. 利用開始の準備
3. 利用開始【登校時】
4. 利用開始【下校時】
5. 看護師、福祉タクシー等の対応内容
6. Q & A



1. 通学支援の概要

埼玉県立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒（以下「児童等」という。）の通学（登下校）に際して、スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に、同乗する看護師の費用を県が支援します。

■ 対象者

- ① スクールバス乗車中に医療的ケアが必要なため、通学時にスクールバスが利用できない児童等
- ② 福祉タクシー等の乗車中に必要な医療的ケアは、学校で承認を受けた範囲のものであり、主治医から訪問看護事業所等と学校に指示（指示書）が出ている児童等
- ③ 体調が安定しており、定期的に登校することができる児童等

■ 実施する医療的ケア

- ◇ 吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内）
- ◇ 酸素療法
- ◇ 気管カニューレ・エアウェイの管理
- ◇ 人工呼吸器管理
- ◇ 経管栄養（経鼻胃管、胃ろう、腸ろう）
- ◇ その他学校が認めたもの
- ◇ 薬液吸入・水分吸収

■ 利用回数

- ◇ 利用希望回数を基に、利用希望者の状況を見ながら決定します。
- ◇ 試走も利用回数に含まれます。

2. 利用開始手続きの流れ


内 話 を 取 る ま で	①	保護者は、通学支援の対象となるか学校に確認します。学校は、対象の可否を保護者に伝えます。
	②	保護者は、お子様の医療的ケアを実施できて、福祉タクシー等に同乗できる看護師が所属している事業所（訪問看護事業所、放課後等デイサービス等）を探します。事業所用資料を学校から受け取り、事業者にお渡しください。また、福祉タクシー等を手配します。
	③	保護者は、事業所（看護師と福祉タクシー等）から内諾を得ます。 ※利用希望日、利用時間、医療的ケアの内容、キャンセル時の連絡方法、緊急時の連絡方法についても相談します。
手 続 き	④	保護者が、学校に利用申請書（様式第1号）を提出します。学校は利用申請書を確認し、意見書（様式第2号）と併せて県教育委員会へ提出します。福祉タクシー等にかかる費用の就学奨励費での対応を希望する場合は、「福祉タクシー等利用申請書」を学校に提出します。※必要に応じて「タクシー等代金委任状」も学校に提出します。
	⑤	保護者は、主治医から指示書もらいます。※指示書に係る費用は保護者負担となります。
	⑥	保護者は、訪問看護事業所等に主治医からの指示書を提出します。
	⑦	事業所は、主治医からの指示書の写しと見積書（参考様式6）を県教育委員会に提出します。
	⑧	県教育委員会は、事業所と契約を締結し、学校に許可書（様式第3号）を送付します。
利 用 開 始	⑨	学校は、保護者に許可書（様式第3号）を渡します。
	⑩	医療的ケアの引継ぎ、安全確認のため、保護者と事業者で試乗します。 ※保護者の車による試乗も可とします。また、試乗の回数は、事業者と保護者とが十分に協議の上決めてください。 ※保護者と事業所で医療的ケアの実施が可能な駐車場所の確認をします。 ※登下校時のお子様の引継ぎ方法について、保護者、看護師、学校の三者で確認してください。 ※訪問看護事業所は、お子様ごとのマニュアルを作成します。
	⑪	学校、保護者、事業者で登下校時の引継ぎ方法や校内駐車場所、連絡体制等を確認します。



	保護者	訪問看護事業所等	学校	県教育委員会
①	通学支援の対象か学校に確認する		通学支援の対象かどうか、管理職から保護者へ回答する	学校からの相談に対して助言する
②	利用申請書（様式第1号）と事業所用資料を学校からもらい事業所を探し、資料を事業所に渡す 福祉タクシー等を手配する	事業所用資料を確認する	利用申請書（様式第1号）と事業所用資料を保護者へ渡す	
③	事業所（看護師と福祉タクシー等）から内諾をもらう	保護者に内諾する		
④	学校に利用申請書（様式第1号）を提出する 福祉タクシー等利用申請書とタクシー等代金委任状を学校に提出する		保護者から利用申請書（様式第1号）を受け取る。 意見書（様式第3号）を作成し、利用申請書（様式第1号）と併せて県教育委員会に提出する	学校から、利用申請書（様式第1号）と意見書（様式第2号）を受け取る
⑤	主治医からの指示書をもらう			
⑥	主治医からの指示書を事業所に渡す	保護者から指示書を受け取る		
⑦		主治医からの指示書の写しと、見積書（参考様式6）、事業所の認可証等の写しを県教育委員会へ提出する	福祉タクシー等利用申請書等を確認し、福祉タクシーの利用を許可する ⑦以前の提出も可	事業所から、主治医からの指示書の写しと、見積書（参考様式6）、事業所の認可証等の写しを受け取る
⑧		県教育委員会と契約する		申請書等を確認し、事業所と契約し学校に許可書（様式第3号）を送付する
⑨	学校から許可書（様式第3号）を受け取る		保護者に許可書（様式第3号）を渡す	事業所に参考資料を送付する
⑩	医療的ケアの引継ぎ、安全確認のための試乗を実施する	医療的ケアの引継ぎ、安全確認のための試乗結果を学校に報告（様式第4号）し、対象者ごとのマニュアルを作成する	試乗実施に向け、保護者や事業所の相談に応じる 安全確認の報告（様式第4号）を県へ提出する	学校から、安全確認の報告（様式第4号）を受け取る
⑪	事業開始に向け、学校と事業所と連絡体制等を確認する	事業開始に向け、保護者と学校と連絡体制等を確認する	事業開始に向け、保護者と事業所と連絡体制等を確認する	

3. 利用開始【登校時】



	保護者	県と契約している訪問看護事業所等	福祉タクシー等	学校
事前	① 利用申請に基づき、県と契約した訪問看護事業所に看護師の予約をする	保護者からの依頼を受ける	保護者は、訪問看護事業所等と福祉タクシー等事業者と調整の上、待ち合わせ場所を決定してください。	
	② 福祉タクシー等の事業者に乗車の予約をする 料金の支払い方法を確認する		保護者からの依頼を受ける 料金の支払い方法を確認する	
	③ 当日の待ち合わせ場所（自宅又は自宅付近等）や運行ルートを確認する、学校に利用日を伝える ※福祉タクシー等事業者から医療機器等のレンタル料は保護者負担			保護者から利用日の報告を受け、校内で共有する
	④ 必要物品等の持ち物について確認する ※持ち物の取扱いについて事前に要確認（物品は保護者が用意）			
当日	⑤ 当日の子供の健康状態を共有し、保護者から看護師に子供を引き渡す		子供と看護師を学校まで送迎する	福祉タクシー等の受け入れ体制を整える
	⑥ 緊急時に連絡を取れる体制を整える	必要に応じて医療的ケアを実施する 乗車記録シートを作成する	医療的ケアの実施の際には、車両を安全な場所に停車させる	
	⑦	学校に到着後、子供を学校に引き渡す	子供と看護師を降ろし、回送する	看護師から子供を引き受け、健康状態を確認し、乗車記録シートにサインする
	⑧		事業所又は訪問宅等に移動する	支払方法が請求書払いの場合、請求書を学校の事務室に提出する。

4. 利用開始【下校時】



	保護者	県と契約している訪問看護事業所等	福祉タクシー等	学校
事前	①	利用申請に基づき、県と契約した訪問看護事業所に看護師の予約をする	保護者からの依頼を受ける	
	②	福祉タクシー等の事業者に配車の予約をする 料金の支払い方法を確認する	保護者からの依頼を受ける 料金の支払い方法を確認する	
	③	運行ルートを確認する、学校に利用日を伝える ※福祉タクシー等事業者から医療機器等のレンタル料は保護者負担		保護者から利用日の報告を受け、校内で共有する
	④	必要物品等の持ち物について確認する ※持ち物の取扱いについて事前に要確認		
当日	⑤	緊急時に連絡を取れる体制を整える	学校から子供を引き受け、健康状態を確認する	福祉タクシー等の受け入れ体制を整える
	⑥		必要に応じて医療的ケアを実施する 乗車記録シートを作成する	医療的ケアの実施の際には、車両を安全な場所に停車させる
	⑦	看護師から子供を引き受け、健康状態を確認する		子供と看護師を降ろし、回送する
	⑧	看護師から子供を引き受けるとともに、健康状態を引継ぎ、乗車記録シートにサインする	自宅に到着後、子供を保護者に引き渡す	

5. 看護師、福祉タクシー等の対応内容



	場所	対応	備考
訪問看護事業所等	自宅 又は学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予定時刻に対象児童生徒の自宅又は学校に集合（乗車前） ■ 保護者又は学校からの引継ぎ（乗車前） ■ 健康状態等の確認（乗車前） ■ 保護者又は学校への引継ぎ（降車後） ※保護者又は学校は、看護師等が到着する前に、児童生徒の健康観察等（バイタルチェック・全身状態の確認、医療機器の確認）、車いす等への移乗等をすべて終え、車両の乗り込みが可能な状況にしてください。 ※車両乗車前の医療的ケアの実施状況の確認等を必ず看護師に引き継いでください。 ※健康状態等の確認の結果、安全に登下校できないと判断するときは、通学支援を中止する場合があります。	[引継ぎ方法] （乗車前） 保護者又は学校から引継ぎ事項を聞き取り、乗車記録シートを記入します。 （降車後） 看護師等は乗車記録シートに引継ぎ事項を記入し、保護者又は学校はその内容を確認します。
	車内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童生徒等の健康状態の観察等（乗車中） ■ 医療的ケアの実施（乗車中）※医療的ケアが必要な場合 ■ 緊急時の119番通報等の対応（乗車中） ※乗車中に、喀痰吸引等の医療的ケアが必要となった場合は車両を安全な場所に停車させ、医療的ケアを実施します。 ※状態が安定したことを確認し、乗車記録シートに記録します。	医療的ケアに必要な医療機器、器具、消耗品などは保護者が準備してください。 ※毎月、乗車記録シートを県に提出します。

	場所	対応	備考
福祉タクシー等	自宅 又は学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乗降車時の介助 ■ 車いすの固定 	事前に確認した場所に配車します。
	車内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全な運行 ■ 緊急時の119番通報等の対応 ※医療的ケアを実施するときは、速やかに安全な場所に停車してください。	事前に確認した運行ルートを走行します。

6. Q&A



通学支援全般について	Q 本事業を利用するには、どの事業所等に相談すればよいですか。	A 安全に安心して医療的ケアを受けられるよう、まずは普段から利用している訪問看護事業所等や福祉タクシー等事業者にご相談ください。
	Q 訪問看護事業所等や福祉タクシー等事業者を利用したことがない場合は、どこに相談すればよいですか。	A 本事業に協力いただける訪問看護事業所や福祉タクシー事業者の名簿を参考にしてください。(HPで閲覧可能) また、地域の相談事業所等にも御相談してみてください。
	Q 放課後等デイサービスの看護師が同乗することもできますか。	A 可能です。実際に同乗していただけるかどうかは、放課後等デイサービスにご相談ください。
	Q 福祉タクシーではなく、一般のタクシーを利用することはできますか。	A 可能です。一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を含む)として、国土交通大臣の許可を受けている事業者であれば問題ありません。なお、乗車中の姿勢保持については、十分確認してください。
	Q 看護師等は同乗しないで、保護者の同乗しか考えていませんが、その場合も申請が必要ですか？	A 本事業に申請いただく必要はありませんが、就学奨励費の対象となりますので、学校に福祉タクシー利用申請書を提出いただき、タクシー等の利用許可をもらう必要があります。
	Q 訪問看護事業所等を複数利用したい場合はどうすればよいですか。	A 各訪問看護事業所等と県で契約をする必要がありますので、事業所毎に申請手続きをしてください。
	Q 学校の看護師に同乗をお願いすることはできますか。	A 学校に所属する看護師として依頼することはできません。
	Q これまで車両で移動したことがありませんが、本事業を利用することはできますか。	A 利用可能です。ただし、主治医や学校医、学校と相談するなど、慎重に判断してください。
	Q 事業について、うまく事業所に説明できない時、代わりに説明してもらうことは出ますか。	A 学校を通じて、特別支援教育課へご相談ください。特別支援教育課から直接事業所に説明します。

Q 本事業を利用するにあたり、特別支援教育就学奨励費の申請は必要ですか。	A 特別支援教育就学奨励費の申請がない場合、福祉タクシー等の利用に係る費用は保護者負担となりますので、必ず申請してください。
Q 試走をしないで本事業を利用することはできますか。	A できません。安全確認のため試走は必ず行ってください。
Q 試走時の看護師等の費用は誰が負担するのですか。また、自家用自動車での試走は可能ですか。	A 試走時の看護師等の費用は県で負担します。また、自家用自動車での試走も可能ですが、安全を確認する意味で福祉タクシー等による試走を推奨します。
Q 福祉タクシー等のキャンセル料以外に保護者が負担する費用はありますか。	A 主治医からの指示書・意見書に係る費用は保護者負担となります。本事業は、同乗する看護師等に係る費用が対象です。

手続きについて	Q 主治医の指示書は必須ですか。	A 指示書は必ず提出ください。なお、放課後等デイサービス等の利用時に当該事業所に提出している指示書に送迎が含まれている場合は、その指示書を本事業に準用することができます。
	Q 指示書の宛名はどうすればよいですか。	A 車内で医療的ケアを実施する事業所等です。なお、送迎車両内の医療的ケアであることを明確にしてください。
	Q 登校の実績があまりないのですが、利用日数はどのように申請すればよいですか。	A これまでの登校実績を踏まえ、事業所と対応可能な日数を相談し、申請してください。
	Q 試走は何回行えばよいのですか。	A 保護者及び看護師等の双方が安全に送迎できると判断されるまで実施してください。
	Q 試乗には必ず保護者が同乗しなければなりませんか。	A 医療的ケアの引継ぎや安全確認のため、試走には必ず保護者が同乗してください。
	Q 試乗後、保護者は、どのように帰宅すればよいですか。そのときの費用はどうなりますか。	A 公共交通機関等を利用してお帰りください。なお、交通費は付添人経費として、特別支援教育就学奨励費をご活用ください。

利用について	Q 通学の途中で病院に寄ることはできますか。また、本事業を利用して放課後等デイサービスに送ることはできますか。	A できません。本事業の送迎範囲は、原則として自宅と学校間です。
	Q 看護師等が同乗しているときに、保護者も同乗してよいのでしょうか。	A 本事業の趣旨から保護者の同乗は想定しておりませんが、乗車を否定するものではありません。
	Q 福祉タクシー等の支払いはどのように行うのですか。	A 福祉タクシー等の支払い方法は、利用開始前に必ず福祉タクシー等事業者を確認してください。降車時に現金等で支払うケース、請求書に基づき学校から福祉タクシー等事業者へ直接支払うケースを想定しています。
	Q 校外学習で利用することはできますか。	A 個別に判断しますので、学校にご相談ください。
	Q 許可のあった日数を超えて利用することはできますか。	A できません。許可日数を超えることが見込まれる場合は、まずは、学校に相談してください。
	Q 1学期の利用が許可日数未満でしたが、2学期に持ち越して利用することはできますか。	A できません。利用期間ごとに申請が必要です。
	Q 下校時に利用する予定でしたが、体調不良により早退することになりました。この場合も本事業を利用できますか。	A 体調が安定していない場合には本事業を利用することはできません。このような場合は、保護者に学校まで迎えに来ていただくこととなりますのでご理解ください。
	Q キャンセルする場合は、どのように対応すればよいですか。	A キャンセルすることが決定した時点で、速やかに保護者から各事業所等に連絡してください。
	Q キャンセルに係る料金は誰が負担するのですか。	A 看護師等のキャンセル料は県で負担することができますが、福祉タクシー等のキャンセル料は保護者負担となります。
Q キャンセルした場合、利用回数に含まれますか。	A キャンセル料が発生した場合は、利用回数に含まれます。	

事業について、ホームページでも確認できます。

埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業（通学支援）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyouseidotorikumi/iryoutekikea.html>

検索

お問い合わせ先

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課特別支援学校教育指導担当



048-830-6888

彩の国・医療的ケア児通学支援協力企業に 登録しませんか？

埼玉県教育委員会

仕事の都合でどうしても学校までの子供の付き添いができない日がある
一緒に登校してくれる看護師がいれば...
でも、どうやって探せばいいのやら...

車検のため、明後日は車で子供を迎えに行けないわ
福祉タクシーを使いたけど、どこに連絡したらいいのかしら...



彩の国・医療的ケア児通学支援協力企業って何？

県立特別支援学校に在籍する医療的ケア児の**通学**に協力いただく企業などの**連絡先一覧**のことです。



「医療的ケア児」とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童であり、18歳以上の者であっても、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者も含まれます。

ご登録後のながれ

- ① 県で協力企業の名簿を作成し、県立特別支援学校に配布します。
- ② 各学校から医療的ケア児の保護者等に情報提供します。
- ③ 名簿を参考に保護者等は協力企業に連絡をします。
- ④ 協力企業は、看護師又は福祉タクシーを手配します。



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

特別な支援を
必要とする子供たちへの
通学支援にご協力をお願いします。

登録料
無料

登録方法

右のQRコードを読み取って登録フォームに入力してください。

登録・事業の詳細は、ホームページにてご確認ください。



埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業（通学支援）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyouseidotorikumi/iryoutekikea.html>

検索

参考：埼玉県内の県立特別支援学校 (主な医療的ケア児通学支援対象校)

市町村	住所	学校名
上尾市	東町3-2009-3	上尾特別支援学校（知的）
	平塚1281-1	上尾かしの木特別支援学校（知的）
加須市	上種足四番888-1	騎西特別支援学校（知的）
川島町	伊草南向野780	川島ひばりが丘特別支援学校（肢体）
熊谷市	川原明戸605	熊谷特別支援学校（肢体）
越谷市	船渡500	越谷特別支援学校（肢体）
さいたま市	北区植竹町2-68	特別支援学校大宮ろう学園（聴覚）
坂戸市	鎌倉町14-1	特別支援学校坂戸ろう学園（聴覚）
草加市	松原4-6-1	草加かがやき特別支援学校（知的）
秩父市	大宮5676-1	秩父特別支援学校（知的・肢体）
所沢市	南永井619-7	所沢おおぞら特別支援学校（知的・肢体）
戸田市	新曽1093-1	戸田かけはし高等特別支援学校（知的）
蓮田市	黒浜4088-4	蓮田特別支援学校（肢体・病弱）
東松山市	野田1306-1	東松山特別支援学校（知的）
日高市	高富59-1	日高特別支援学校（肢体）
宮代町	金原636-1	宮代特別支援学校（肢体）
和光市	広沢4-3	和光特別支援学校（肢体）



通学支援の例

- 自宅から学校まで又は学校から自宅までの送迎
- 校外学習の送迎

メリット



県のホームページ等で公開され、
企業のイメージアップにもつながります。



お問い合わせ先

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課学校教育指導担当

※事業の詳細についても、
こちらにお問い合わせください。



048-830-6888



a6880-03@pref.saitama.lg.jp